

京都市告示第 124 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき，平成 9 年 3 月 14 日付けで認可した醍醐北団地会の代表者変更の届出，平成 16 年 1 月 13 日付けで認可した南里町内会の代表者変更の届出，平成 24 年 7 月 26 日付けで認可した石田大受町々内会の代表者変更の届出，平成 20 年 8 月 12 日付けで認可した春日野町内会の代表者変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 26 年 5 月 2 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
醍醐北団地会	三宅 恵子	久世 隆司
南里町内会	瀧川 史郎	中村 文男
石田大受町々内会	稲村 周二	東山 忠司
春日野町内会	倉橋 あけみ	岡村 忠彦

2 代表者の住所

	変更前	変更後
醍醐北団地会	京都市伏見区醍醐京道町 13 番地 26	京都市伏見区醍醐古道町 11 番地の 2
南里町内会	京都市伏見区醍醐槇ノ内 町 42 番地 1	京都市伏見区醍醐南里町 37 番地
石田大受町々内会	京都市伏見区石田大受町 31 番地の 87	京都市伏見区石田大受町 31 番地の 417
春日野町内会	京都市伏見区醍醐外山街 道町 7 番地の 116	京都市伏見区醍醐外山街 道町 33 番地の 44

(文化市民局地域自治推進室)